

審査項目別運用表

(係長等)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		<p>●評価対象項目</p> <p>隣接するほかの工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>地元（入居官署等を含む）及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共事業に対する好印象を与えた。</p> <p>工程管理に係る積極的の取り組みが見られた。</p> <p>気象条件や施工条件などにより特に工期的な制約がある場合において、余裕を持って工事を完成させた。</p> <p>工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕を持って工事を完成させた。</p> <p>その他 理由：</p>			<p>工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行なった。</p>	<p>工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>●判断基準</p> <p>該当4項目以上・・・a</p> <p>該当3項目以上・・・b</p> <p>該当2項目以下・・・c</p>				
	III. 安全対策	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		<p>●評価対象項目</p> <p>建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</p> <p>安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</p> <p>安全衛生を確保するため、他の規範となるような活動に積極的に取り組んだ。</p> <p>安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</p> <p>安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。</p> <p>安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</p> <p>その他 理由：</p>			<p>安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行なった。</p>	<p>安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>●判断基準</p> <p>該当4項目以上・・・a</p> <p>該当3項目以上・・・b</p> <p>該当2項目以下・・・c</p>				

審査項目別運用表

(係長等)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
6. 社会性等	I. 地域への貢献度	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
<p>● 評価対象項目</p> <p>(1) 県内で生産・加工又は製造された建設資材を自発的に使用している。 (1)の評価項目を満足する場合、(2)～(9)の評価を実施する。)</p> <p>(2) 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</p> <p>(3) 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺環境との調和を図った。</p> <p>(4) 定期的に広報誌の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>(5) 道路清掃などを積極的に参加し、地域に貢献した。</p> <p>(6) 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>(7) 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</p> <p>(8) 「再生資源利用認定製品」「グリーン購入調達品(資材、機器)」「エコマーク」認定品や端材の発生が抑制される施工方法を自発的に採用するなど、地球環境にやさしい取り組みを行った。</p> <p>(9) その他 理由：</p> <p>● 判断基準</p> <p>(1)かつ(2)～(9)の該当3項目以上・・・・・・ a (1)かつ(2)～(9)の該当2項目以上・・・・・・ a' (1)かつ(2)～(9)の該当1項目以上・・・・・・ b (1)の評価項目を満足する場合・・・・・・ b' (1)の評価項目を満足しない場合・・・・・・ c</p> <p>※1 (1)は、建設資材調書(竣工時)により評定を行う。</p> <p>※2 (1)は、県内で生産・加工または製造されている建設資材は県産品を使用していれば評価する。ただし、建設資材調書の全ての建設資材が県内で生産・加工または製造されていない場合は、建設資材調書の備考欄の理由を確認のうえ止むを得ないものとして評価することとする。</p> <p>※3 (2)～(9)は、受注者から提出された実施状況に関する書類により評定を行う。</p> <p>※4 地域への貢献等は、工期内に工事場所及び工事施工に関係する範囲で地域への貢献等を行った場合に評価する。</p>						

考査項目別運用表

(係長等)

考査項目	法令順守等の該当項目の一覧表	
7. 法令順守等	【法令順守】	
	措置内容	点数
	1. 指名停止3ヶ月以上	-20点
	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
	5. 文書注意	-8点
	6. 口頭注意	-5点
	7. 工事関係者事故又は公衆災害事故が発生したが、当該事故にかかる安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3点
	8. その他 理由：	0点
9. 項目該当なし		
<p>① 本考査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約等を行い、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p style="text-align: center;">【上記で評価する場合の適応事例】</p> <p>1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</p> <p>2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</p> <p>3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</p> <p>4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p>5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。</p> <p>6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</p> <p>7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</p> <p>8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</p> <p>9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</p> <p>10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</p> <p>11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</p> <p>12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p>13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p>14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</p> <p>15. 受注者が社会保険未加入業者と下請契約を締結した。（発注者が特別に事情を有しないと認めた場合、又は特別な事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合。） ※岩手県官建設工事契約書例文第7条の2（平成30年4月1日以降に入札公告を行った工事に適用）</p>		
8. 総合評価技術提案	【総合評価落札方式による工事】	
	総合評価に係る評価項目（技術提案）の履行結果	点数
	契約項目となった技術提案で、受注者の責により履行されないものがあった。	-10点
9. 働き方改革	【働き方改革】	
	週休2日等の達成状況	点数
	完全週休2日を達成	2点
	週休2日相当を達成	1点